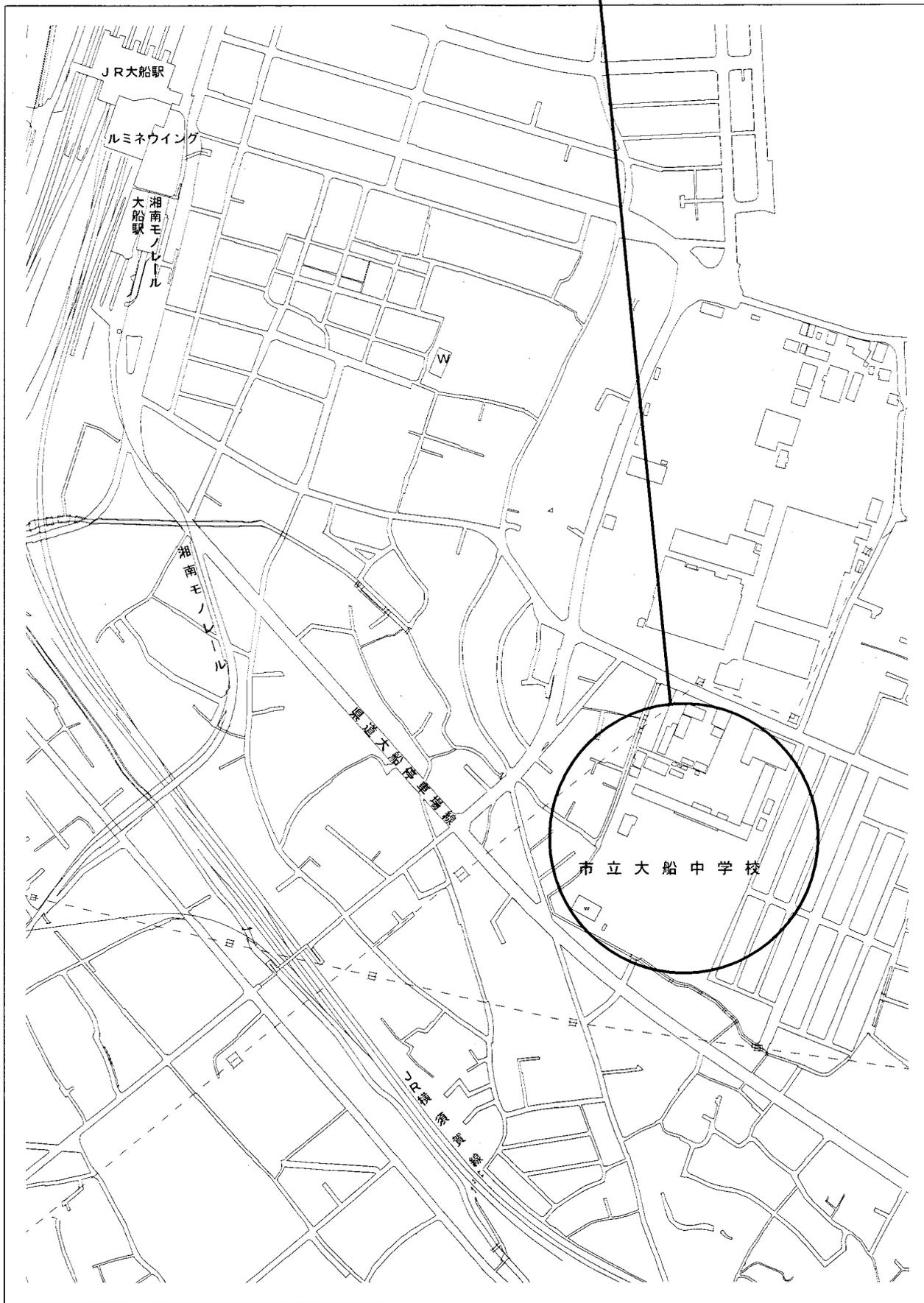
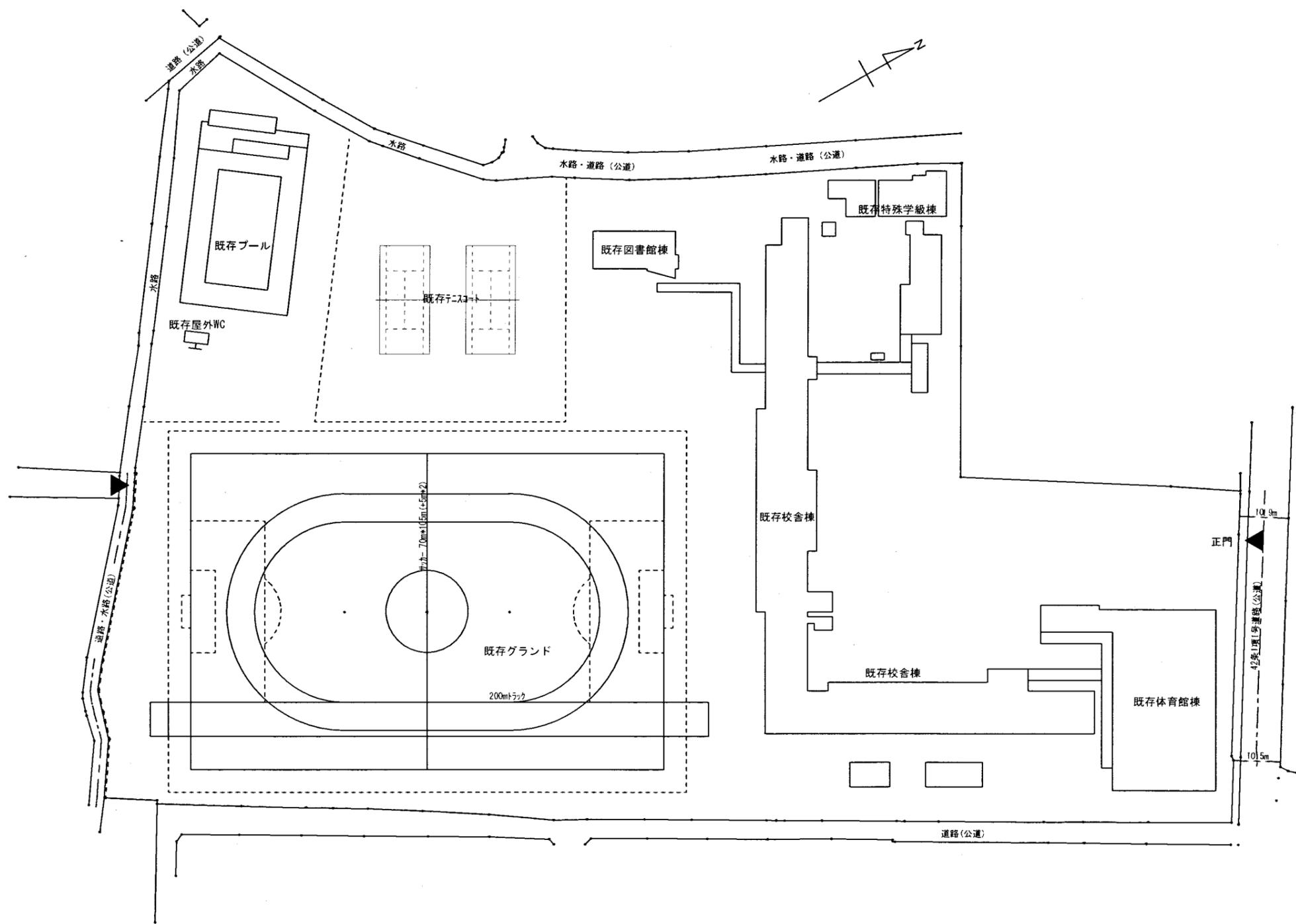

資 料 編

- 資料－1 案 内 図
- 資料－2 現況配置図
- 資料－3 仮設校舎配置図
- 資料－4 鎌倉市立大船中学校の概要
- 資料－5 生徒数推計表
- 資料－6 鎌倉市学校教育指導の重点 イメージ図
- 資料－7 ECO-SCHOOL (エコスクール)
- 資料－8 大船中学校改築検討協議会設置要綱
- 資料－9 大船中学校改築計画予定スケジュール

所在地 鎌倉市大船四丁目1番25号

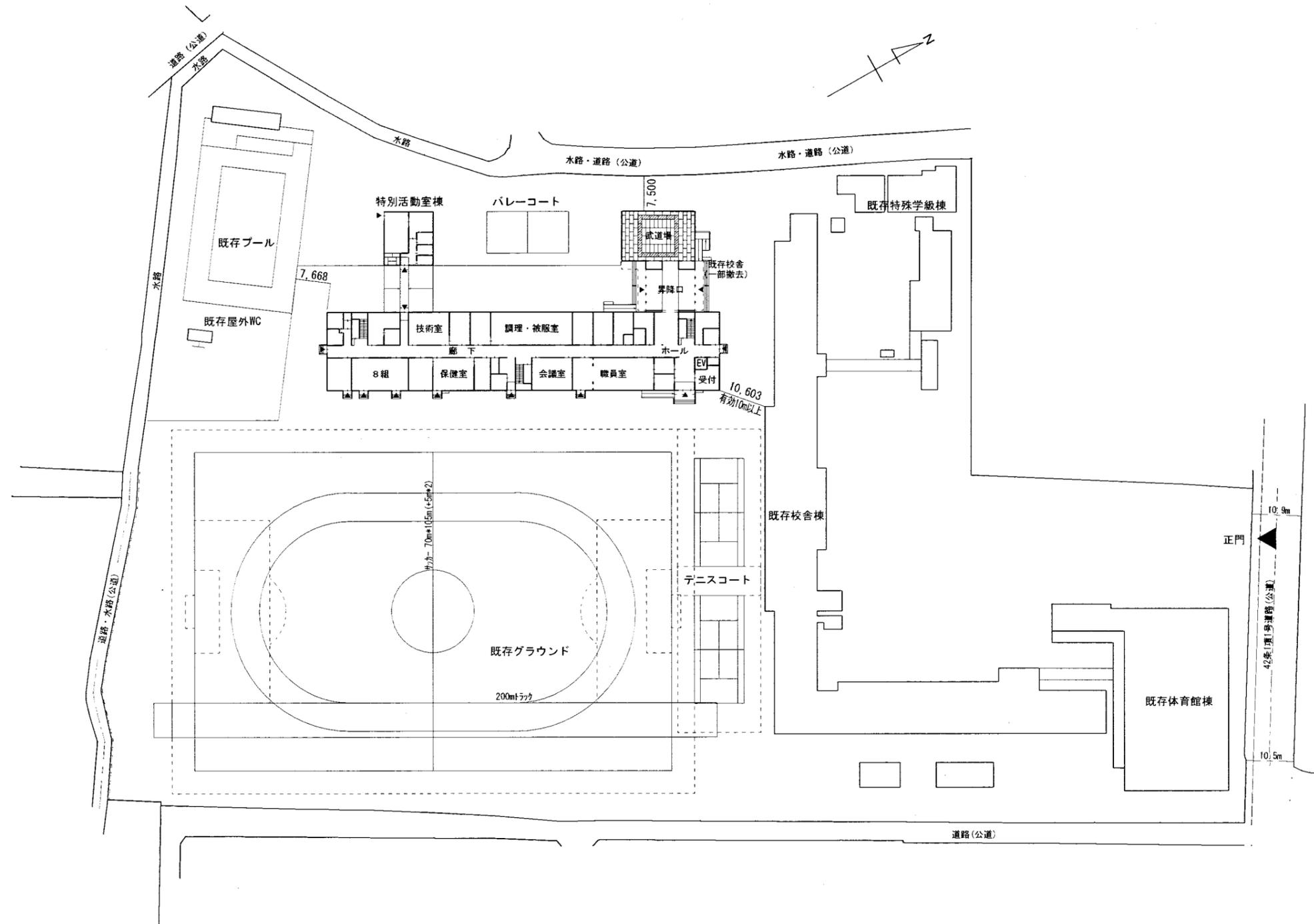


案内図 S=1/5000



No. _____

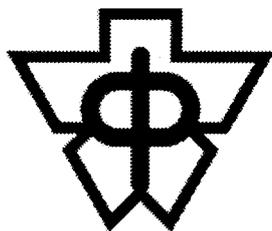
工事名					
内容 現況配置図				縮尺	
				S=1/1000(A3)	
課長	課長代理	課長補佐	担当係長	担当者	年月日
					H23.8
鎌倉市教育委員会教育総務部学校施設課					級建築士第 号



No. _____

工事名					縮尺
内容 仮設校舎配置図					S=1/1000 (A3)
課長	課長代理	課長補佐	担当係長	担当者	年月日
					H23.8
鎌倉市教育委員会教育総務部学校施設課					級建築士第 号

鎌倉市立大船中学校の概要



校歌

作詞 吉原正仁
作曲 八洲秀章

地を割きて 芽生ゆる力

若き日の 生命尊し

ああ友よ 携え汲まん

真理の泉

めぐらす丘は そのかみの

湖辺の名残 栗船や

土にしみ入る いとなみを

享けて起ちたり われらまた

生くる日の 限りをつくし

たくましき 心根あれと

日々の業 鍛へ競はん

英知の光

大船中学校は、昭和22年5月1日、新学制により大船町立大船中学校として大船町立小坂小学校と玉縄小学校の校舎の一部を使用し創立開校しました。当時の生徒数は471名、学級数は10でした。

昭和23年2月には、旧海軍省会計部倉庫を改修し校舎2棟16教室が完成し、小坂小学校、玉縄小学校から生徒、教師が移転してきました。独立校舎をもつ新制中学校としては、県下で4番目であったそうです。

同年6月1日、大船町は鎌倉市と合併、鎌倉市立大船中学校と改称され、現在に至ります。

本校は、大船地区のほぼ中央に位置し、JR大船駅から徒歩で10分程度の距離にあり、「神奈川の仕事のまちなみ100選」にも選ばれた活気あふれる商店街、各種企業、住宅街等さまざまな地域を学区として持っています。周囲は住宅地域で、広い敷地に恵まれ、良好な環境にあります。

沿革の概要

- 昭和22年 5月 1日 新学制により大船町立大船中学校として大船町立小坂小学校と玉縄小学校の校舎の一部を使用し創立開校
- 23年 2月11日 旧海軍省倉庫を改修し校舎2棟完成 移転
- 23年 6月 1日 鎌倉市と合併、鎌倉市立大船中学校と改称
- 28年10月11日 図書館独立棟(木造)落成
- 29年10月16日 特殊学級創立
- 32年 5月 1日 校歌制定 校歌発表会
- 33年10月10日 新校舎第一期落成
- 34年 5月 1日 校旗制定
- 35年 5月15日 新校舎第二期落成
- 36年 2月 1日 生徒標準服制定
- 37年 4月10日 新校舎第三期落成
- 37年12月 8日 特殊学級校舎落成
- 37年12月17日 玄関前ロータリー完成
- 40年 3月 1日 体育館落成
- 40年12月20日 特殊学級教室増設
- 41年10月 4日 理科生物班第10回日本学生科学賞最優秀賞受賞
- 41年11月18日 県・市指定研究発表「統計教育を具体化する研究」
- 45年 7月25日 学校プール完成
- 46年 8月19日 女子バレー部、全国中学校バレーボール選手権大会準優勝
- 48年 3月15日 特殊学級新校舎竣工
- 49年 4月 1日 玉縄中学校開校(1・2年生分離転出)
- 51年 4月 1日 情緒障害学級設置
- 52年 3月31日 学校保健統計調査優良校として文部大臣より表彰
- 52年10月29日 校章旗、市教委より授与(創立30周年記念)
- 56年 4月 1日 岩瀬中学校開校(1・2年生分離転出)
- 平成元年 4月 1日 神奈川県教育委員会「多様な教育形態あり方研究・通級型」、「同・巡回型開設準備」研究校に指定
- 元年 8月18日 陸上競技部女子走り高跳び個人全国大会準優勝
- 2年 9月30日 多様研究室新設、メインホール新設
- 5年 7月 1日 コンピュータルーム開設
- 6年 4月 1日 神奈川県教育委員会「教育課程研究指定校」指定
- 7年 3月23日 特殊学級開設40周年・記念誌発行
- 9年 6月21日 創立50周年記念式典・新校旗作成・記念誌発行
- 10年11月25日 「思いやりの心を持ち、自主的に活動する生徒を育てる」研究(県研究指定・市研究委託)発表会
- 14年 4月 1日 文部科学省「学力向上フロンティアスクール」指定
- 16年11月 4日 文部科学省「学力向上フロンティアスクール」研究発表会
- 17年 2月26日 特殊学級開設50周年記念式
- 19年 3月 1日 校舎北側外壁改修工事完了
- 19年 7月 1日 職員室床改修・特別教室棟外壁改修
- 19年11月 9日 鎌倉市指定研究発表会
- 21年 8月23日 女子卓球部、第40回全国中学校卓球大会出場
- 22年8月7~9日 女子卓球部 第38回関東中学校卓球大会出場

学校教育目標

◎明朗

◎自主・自立

人とのふれあい、自然とのふれあいを大切にし、自ら進んで人・自然と共に生き、共に学び、喜びを分かち合うことができる生徒の育成

明朗の中で期待されるもの

- 1) 希望と勇気をもち、明るくいそいそと活動する生徒
- 2) 広い視野と連帯感に満ち、思いやりがある心豊かな生徒

自主・自立の中で期待されるもの

- 1) 個性と創造力に富み、向上心あふれる生徒
- 2) 基礎的な知識・社会性を身につけ、責任をもって主体的に行動できる健康な生徒

重点目標(課題)・・・「心の教育」「生き方の教育」

1. 思いやりと優しさに満ちた子どもを育成する。
2. 基礎・基本をしっかり身につけ学習意欲を向上させる。
3. 個性を生かし、自ら学び・考え・行動する生徒を育成する。
4. 開かれた学校づくりを進めるため、家庭・地域との連携を推進する。
5. 特別支援教育を推進するため、生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。
6. 安心・安全な教育環境の整備と推進を図る。

年間行事予定【平成 23 年度】

月	行事
4	始業式 着任式 入学式 離任式 対面式 学級懇談会 1年現地調査体験活動 家庭訪問 定期健康検診
5	家庭訪問 2年現地調査体験活動 オープンスクール 中間テスト 避難訓練 3年進路説明会 生徒総会 定期健康検診
6	3年現地調査体験活動 部活動懇談会 教育相談 地区懇談会 期末テスト 定期健康検診 部活動壮行会
7	3年三者面談 1・2年学級懇談会 平和教育講演会 終業式
8	ふれあい合宿
9	始業式 大中祭(コーラス・文化部門・体育部門)
10	教育相談 中間テスト 次年度新1年生中学校体験 生徒会役員選挙 学校へ行こう週間 総合的な学習の日(1)
11	総合的な学習の日(2) 3年期末テスト 生徒総会 1・2年期末テスト 3年三者面談
12	1・2年期末テスト 避難訓練 3年三者面談 1・2年保護者面談 終業式
1	始業式 新入生保護者説明会 3年学年末テスト
2	1・2年学年末テスト
3	卒業証書授与式 修了式

特別支援学級の概要

学級教育目標

○知的障害特別支援学級

基本的な生活習慣の育成に努めるとともに、健康で明るい社会生活をするために必要な能力や態度を養う。

○自閉症・情緒障害特別支援学級

心身の発達に応じ、一人ひとりの特性を考慮して、自主的に行動できる生徒の育成をはかる。

教育課程

教科学習、作業学習などをおして基本的生活習慣の確立と社会的自立を目指す。

<教科学習>

言語的学習:国語、英語 数理的学習:数学、合科 体育的学習 体育

社会科的学習:合科、生活(自立活動)、総合的な学習

情操的学習:音楽、美術、総合的な学習

道徳的学習:道徳、自立活動、課題学習、特別活動

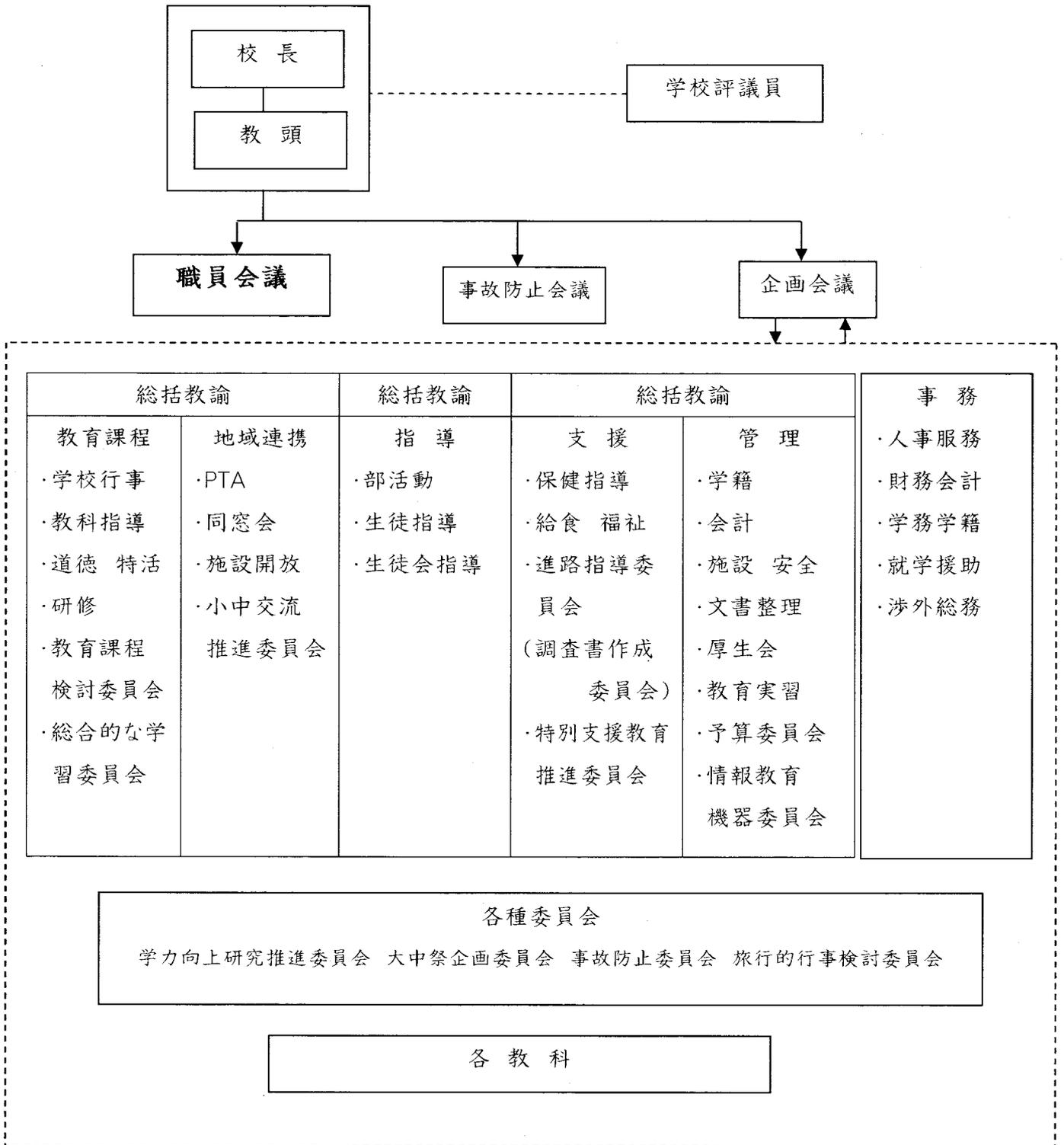
<作業的学習> 技術、家庭、農園芸

<課題別学習> 各教科学習、自立活動、課題学習

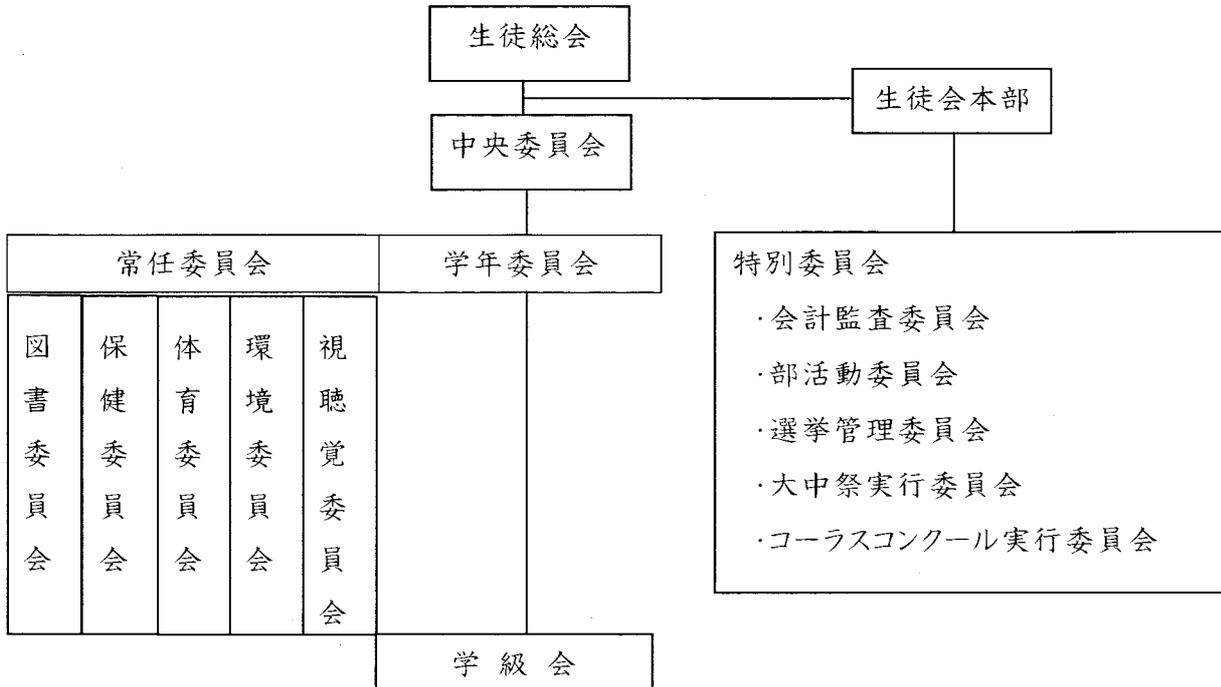
主な行事予定【平成23年度】

月	行事
4	始業式 入学式 学級懇談会 新入生歓迎会 春の遠足 1年家庭訪問 特活交流 1年現地調査体験活動
5	2・3年家庭訪問 2年現地調査体験活動 避難訓練 オープンスクール 公開授業(3日間)
6	3年現地調査体験活動 親子スポーツ大会
7	校外学習 個別面談 終業式
8	ふれあい合宿(1泊2日) サマースクール
9	始業式 大中祭(コーラス・文化部門・体育部門)
10	公開授業(3日間) 合同交歓会参加
11	校外学習 非難訓練 親子もちつき大会
12	「ふれあいフェスティバル」参加 版画カレンダー配布 学級懇談会 終業式
1	始業式 「みんな仲間展」参加 外食指導 校外学習
2	お別れ遠足 学級懇談会
3	お別れ会 卒業式 個別面談 修了式

学校運営組織図



生徒会組織



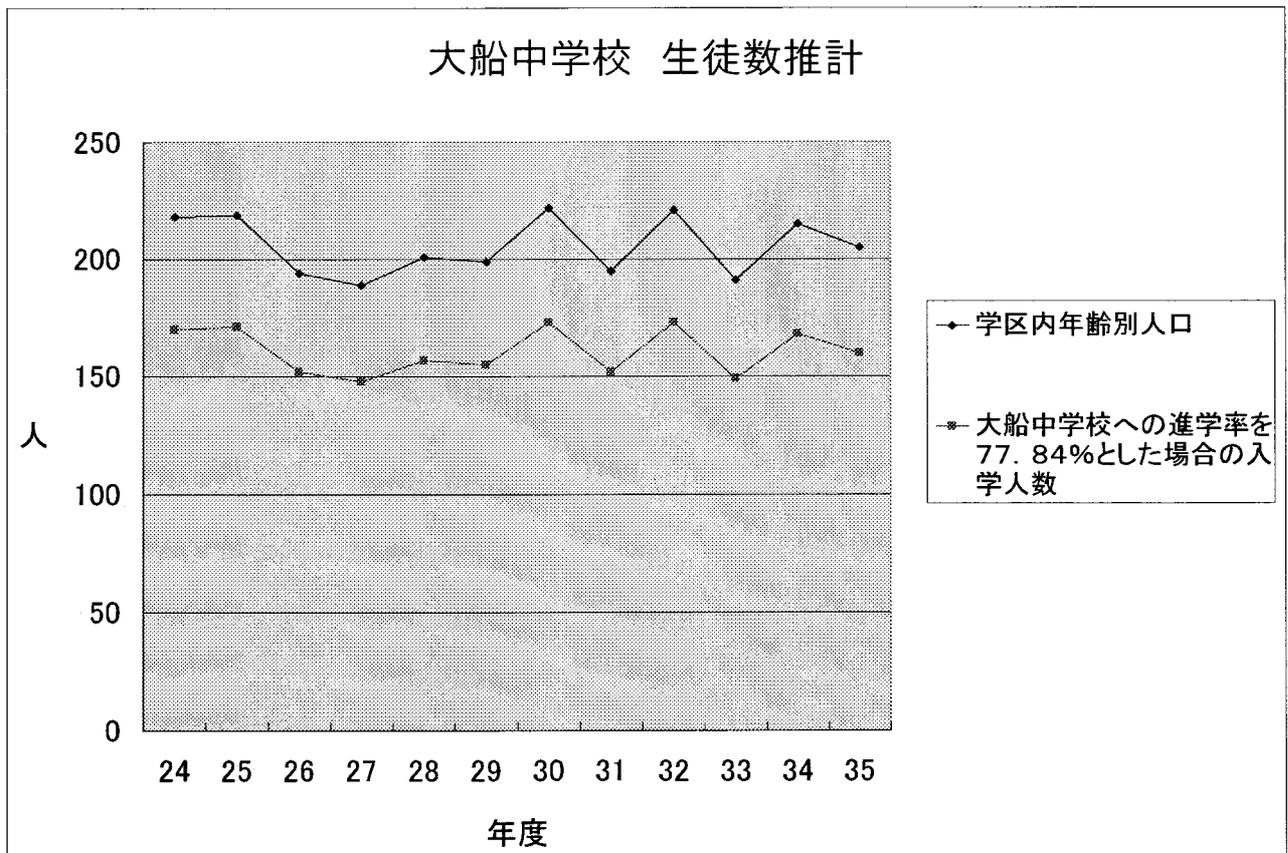
部活動一覧

運 動	陸上 サッカー 野球 ソフトテニス 卓球 柔道 バレーボール 剣道 バスケットボール
文 化	ハンドメイド 美術 プラスバンド 理科 ボランティア

大船中学校 生徒数推計表

平成23年7月現在

年齢、学年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	1年	2年	3年
大船中学校学区内年齢別人I (人)	205	215	191	221	195	222	199	201	189	194	219	218	195	192	187
大船中学校在籍生徒数 (人)													154	153	140
学校在籍率 (%)													78.97	79.69	74.87
大船中学校への進学率を77.84%と仮定した場合の生徒数推計 (人)	160	168	149	173	152	173	155	157	148	152	171	170			
大船中への進学年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度			



平成22年度 鎌倉市学校教育指導の重点 イメージ図

かまくら教育プラン

- 基本方針 1 子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます。
 2 子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします。
 3 子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心をはぐくみます。
 4 子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います。
 5 安心して子育てができる環境づくりを進めます。

21世紀を担う子どもの育成

『自立』 『自律』 『共生』

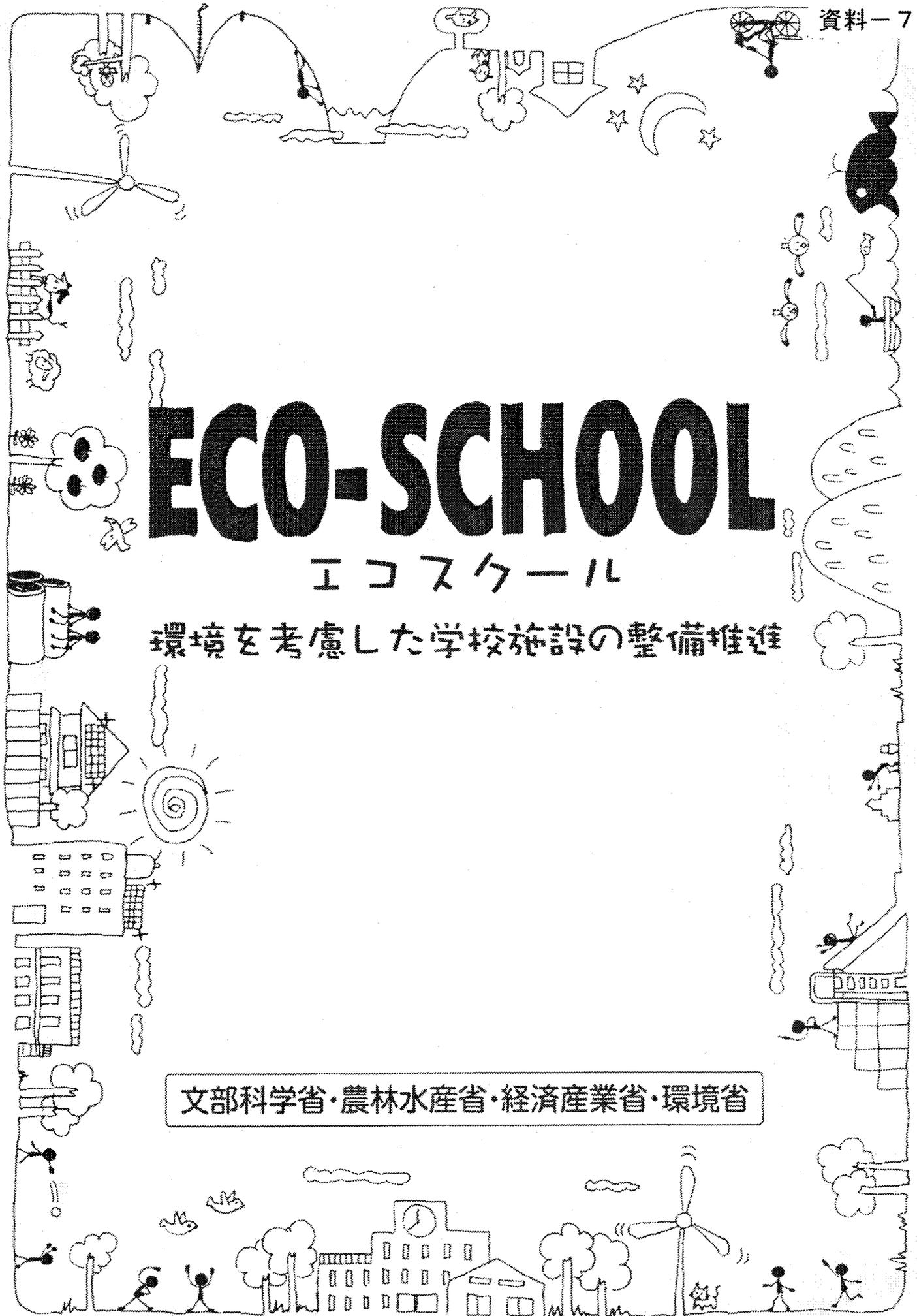


ECO-SCHOOL

エコスクール

環境を考慮した学校施設の整備推進

文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省



Q1 エコスクールとはどういうものですか？



A

エコスクールとは、環境を考慮した学校施設のことで、エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要です。

1. 施設面……やさしく造る

- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している。
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

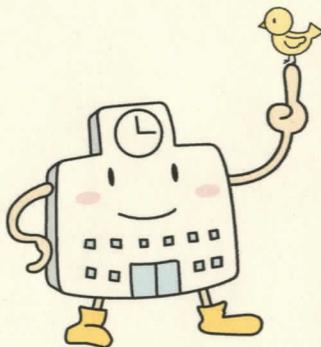
3. 教育面……学習に資する

- ・環境教育にも活用する。

2. 運営面……賢く・永く使う

- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。

都市部(市街地)のエコスクールのイメージ



コーシャ君



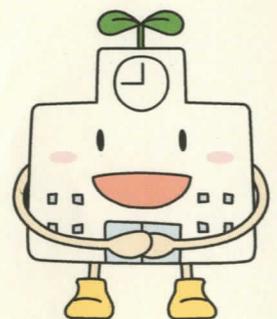
環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備について(平成8年3月、文部省調査研究協力者会議報告書より)

Q2 なぜエコスクールを整備することが必要なのですか？

A

地球規模の環境問題に対応するため、学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備するとともに、未来を担う子ども達が、環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが重要です。

文部科学省では、環境を考慮した学校施設の普及・啓発に努めています。環境教育の教材として活用できる学校施設の整備を目的としたエコスクールパイロット・モデル事業をはじめ、既存学校における環境を考慮した改修を支援することで、エコスクールの整備を促進しています。



鎌倉市立大船中学校改築検討協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市立大船中学校施設改築に向けた基本計画を策定するため、「鎌倉市立大船中学校改築検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、鎌倉市立大船中学校改築に関する基本計画を検討する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体の代表
- (3) 学校関係者
- (4) 大船中学校校長

(任期)

第4条 委員の任期は、鎌倉市立大船中学校の改築事業終了までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、原則として、公開する。

(意見聴取)

第7条 協議会はその所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、協議会に関連する市職員等をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育総務部学校施設課において処理する。

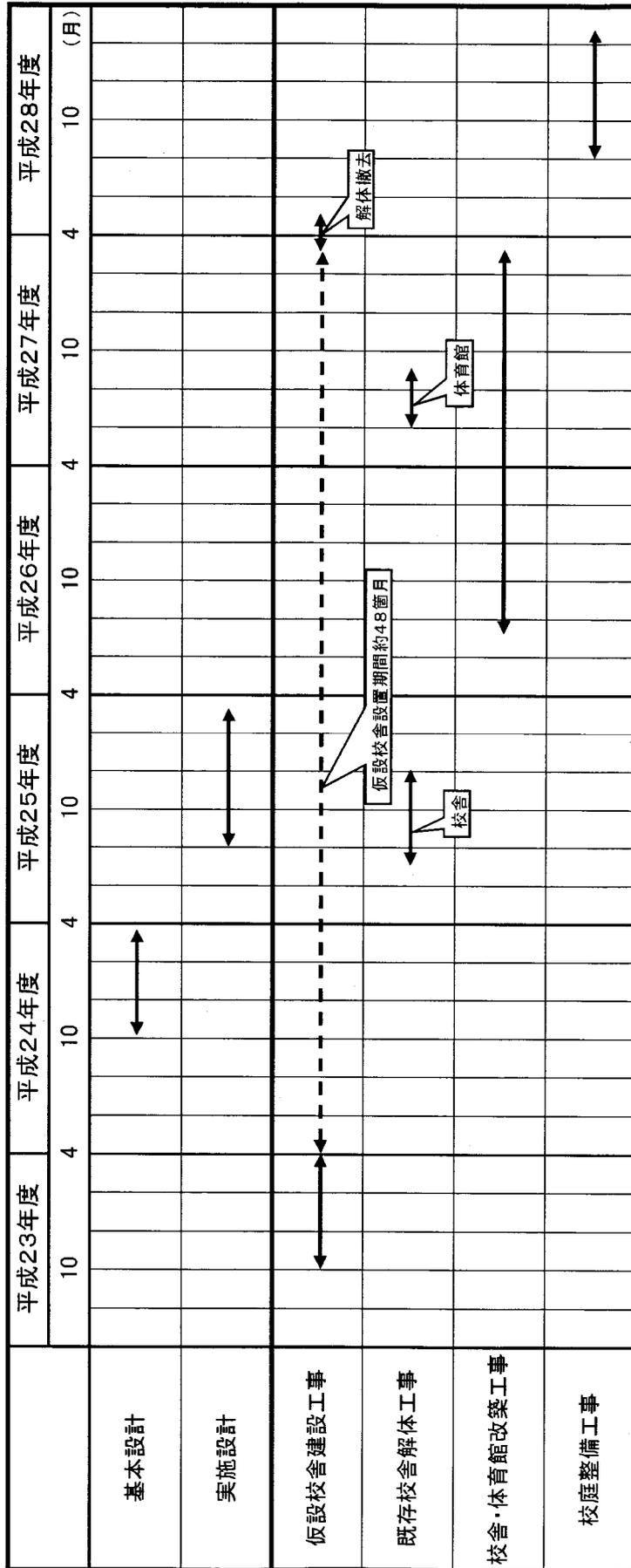
(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

大船中学校改築計画予定スケジュール



※この予定スケジュールは、過去の工事例等から想定された工事期間です。